

鎌倉初期における山内首藤家について

出内博都

まえがき

日本の政治社会・経済制度の変遷の中で最も大きな変化の一つはいわゆる古代貴族制社会から中世武家社会への変化である。鎌倉幕府の成立に象徴される中世の出現は瀬戸内を中心とするいわゆる西国の歴史の中で最も激しい変化をきたした時期の一つである。その中核をなすものは何といたってもおびただしい数の関東御家人武士の西遷定住である。

勿論その西遷定住は長い期間に亘り、然も種々の形態をもち一概に論ずる事はできないがその後の西国の歴史の動きの中で常に中核的存在であったものは西遷地頭（武士）及びその末裔である。これらの中で毛利氏は別格として、おびただしい数の武家のうち、一応中世から近世へその命脈を保った備後地毘庄（現庄原市及び比和、高野町附近）の地頭職であった山内首藤氏の鎌倉初期の一断面を紹介いたします。引用資料のうち特にことわりのないものは概ね東鑑によったものである。

(一) 出自（その関東武士としての性格）

山内家は東鑑によれば、首藤或いは滝口とも見え特にいねいな場合

は、山内首藤滝口三郎経俊（治承四・七十）の如くに見えている。その出自は数通の系図が示す所皆一致して藤原氏の出で、大政大臣忠平の子、

師尹の流に出ている。師尹の孫為任から所々の国司になって地方に出ているがあまりくわしい事はわからない。武家としての性格を出して来るのは為任の孫、通家（上野守）の子、資清からで、系図によれば、

大夫 父通家任国之間所生子也、得替上洛時、美濃国席田郡司大和介守部資清 資信、以資清為子与所領、以、守部氏故、号守藤大夫、又以主馬首故、用首藤之字、因始為伊務守頼義郎等

とあり、この時守藤と号した。守藤が首藤に変化したのには、「武藤、安藤、尾藤等十藤ノ首タルナル故ニ首藤ヲ以テ頭ス。首藤、周藤、須藤、守藤トモ通ジ用ユ（菟山軍記）或いは「主馬首」よりとるなど諸説あるが、藤原氏と守部氏より守藤となり、佳字を用ひて首藤を号したとみてよからう。

武士としての首藤氏は、藤原氏の出と云うよりも守部氏の出と云った方がより適切にその性格を表現すると思われる。

守部氏について姓氏家系大辞典によれば、

1. 守君、大碓命の裔にして古事記景行段に「大碓命は守君、大田君、島

田君の祖」と載せ……本貫は美濃か、と出ている。

2. 美濃の守部、当国は守君の本居にして此氏多し……。

3. 守部朝臣、美濃の古族、大碓皇子の裔にて、守君の後か、「美濃国席田郡司大和守部朝臣資信」等見ゆとあり、東海地域に勢をはった古代豪族である。没落の運命を辿りつゝある貴族の権威と伸びつゝある土着豪族の結びつきの中に新しい時代に生きる氏族の命運を示唆する典型の一つといえよう。

資清以下代々源氏の郎従であつた事が系図に見えているが、後述の如く石橋山合戦の時平家方について戦つた事などは全々系図に示しておらず源氏に対する潤色がある事は事実である。源氏との関係を系図から拾つてみると左の如くである。(注 諸系図若干異同あり)

1. 資清 源頼義郎従(前出)
号守藤権守、滝口下野権守、為義十四歳之年従之、為合戦趣近江国、後三年合戦の時於十一、二、三歳有戦陣
2. 資通 資通姉、義家室 或ハ一説ニ俊通姉トモ見エタリ
3. 女子 号鎌田権守
北条四郎時政烏帽子父云々、住駿河国
4. 通清 平治乱時相具源義朝々臣
5. 正清 号山内、滝口、住相模国 惠源太十六騎ノ一人
平治乱時相具源義朝、四条河原被誅畢
6. 俊通 号滝口次郎
平治元年源平合戦間 構源氏兵於武藏国滝河云々
7. 家通 俊通室、香局、号摩々尼 (注 中村莊司土肥宗平女、實平姉妹)
頼朝乳母
8. 女子 山内氏の本貫地は相模国鎌倉郡山内庄で、こゝから山内の家名は由来

しているが、具体的にはどのような領有形態のものであつたか不明である。所領の項において検討する。

東国武士としての山内氏の姿がかなりはっきりするのは俊通の子経俊からである。東鑑治承四年七月十日の条に、「庚申藤九郎盛長申云、從敵命之趣先相模国ノ内進奉之輩多之。」而波多野右馬允義常 山内首藤滝口三郎経俊等、培曾以不忿恩喚 刺吐条々過言……とあり頼朝の挙兵の際に年来の源氏との関係を断つて平氏方の大庭景親に従つて石橋山で戦つてゐる。その結果全年十月二十三日の条に……著干相模国府給始被行勲功賞、北条殿……以下或安堵本領、或令浴新恩……(畧)……又滝口三郎経俊召放山内庄 被召預實平 此外石橋合戦余党雖有数輩及刑之僅十之一……とあつて年来の山内庄を召放されて土肥氏(母の出身家)に預けられている。山内庄の管理権も同時に土肥氏に預けられたものと思われ、山内庄は建保元年の和田合戦後に北条義時に与えられている。(一一三)

更に同年十一月廿六日の条によれば……山内滝口三郎経俊可被処斬罪之由云々……とあつてこの沙汰が内々に老母、即ち頼朝乳母であつた摩々尼の聞く所となり、愛息の命を救わんとして泣いて参上し、資通が義家に仕え、その姉が義家の室であつた事からはじめて、代々源氏との縁故を説いて救命につとめてゐる。……就中俊通臨平治戰場 曝骸於六条河原諒。而経俊令與景親之条 其科責而雖有余 是一端所憚平家之後聞也……と云つて、多く石橋合戦の輩は赦免になつてゐるのだから「曩時之功」に免じて赦命あらんことを嘆願した。之に対して頼朝は……「無殊御旨」可進

所預置鎧之由 被仰實平 實平持一參之 開唐櫃蓋 取一山之 置干山内尼
前 是石橋合戦之日 経俊箭所立干御鎧袖也 件箭口卷之上 注瀧口三
郎藤原経俊 自此字之際 切篋乍立御鎧袖 干今置之 大以揭焉也。
仍令直読聞給 尼不能重子細 拭雙涙退出一とある。緒戦に敗北を喫し
危機一発安房に逃れた頼朝、然も年来の家人経俊が裏切り、その矢が鎧
の袖につきまゝ、っている様を思う時、頼朝の心中はいかばかりであつた
かと思う。又その状況を目前に示された尼は何も云うことなくたゞ「拭
雙涙退出」しかなかった。然し結局この老尼の願と祖先の功によつて赦
免されている。

山内氏はこの後、老尼に与えられた早河庄内の一得名を基盤に、更に
は召預けられた土肥氏の力を背景に案外早くこの頽勢を挽回している。
経俊の子重俊が土肥速平の女と結婚しているし、摩々尼が実平と姉妹で
あつた事も大いに力となっている。経俊は嘉禄元年六月廿一日、八十九
才で入滅しているがその間において伊勢、伊賀二国の守護になつてい
東鑑によれば元暦元年七月十八日の条に「甲辰、伊賀国合戦之間事、被
経沙汰、可討亡平家隠逃之郎従之由 被仰大内冠者並加藤五景員入道
父子及瀧口三郎経俊云々」とあつて、伊勢、伊賀を中心とする平家残党
に対して戦つてゐる。翌元暦二年四月十五日「東国住人任官輩事」
の条の中に「刑部丞経俊」と見え「官好無其要用事歟アワレ無益事哉」
と任官を誹謗されているが、一応平家残党に対して何らかの功を示した
ものとみえて、次にみる如く外様の守護になつてゐる。伊賀の守護は元
暦元年三月一日の条によれば、大内惟義であるが、その後元久元年三月
(一一八四) (一一八四)

には経俊の手に帰している。この間の事は記事不明であるが、前述の記
事に見る如く両伊地方において何らかの戦功があつたものであろう。

伊勢の守護の方は文治元年十月廿三日の条に「山内瀧口三郎経俊僕従
自伊勢国奔参申云 伊予守称官旨 被催近国軍兵此間為誅 経俊去十九
日被囲守護所定不遁歟云々 仰曰此事非実証歟 経俊無左右非可被度干
人之者云々、経俊者 所被補置勢州守護也」とあり、系図によれば経俊
の弟俊綱の項に「文治元年九郎判官謀反之時 依為伊勢守護 構関東御
方 於彼国被誅畢」とあり、おそらく伊賀国と同じく元暦元年頃伊勢守
護も設置されたと思えるが最初は経俊ではなかつたように思えるが、こ
れは兄経俊が守護であつたのでその戦いの際討死したということであろ
う。経俊は大部分伊勢国に在国して、義経や平家残党に対していたと思
えるが、鎌倉へも度々出仕していたであろう。正治元年十月廿八日の条
によれば千葉常胤以下外様家人の宗たる者を中心にして三十八名が鶴岡にて
梶原景時討伐について協議盟約している中にも加わつてゐる。その後元
久元年三月九日には平家残党が両伊地方で峰起して、両国守護たる経俊
は無勢のため一時敗走している。そして同月廿九日小山朝雅の告知に従
つて京畿御家人に平家追討の下文が出ている。その結果五月六日の条に
「山内首藤刑部丞経俊 同瀧口六郎等始者佈平氏猛威 雖令遂電 後者
行逢朝政相共励征伐之由同戴之云々」とあつて一応敗走を釈明している
が結局五月十日に守護を解任され、小山朝雅が守護になつてゐる。
かくて再び頽勢に向つた経俊も元久二年七月十九日に、先に伊勢守護
となつた小山朝政とその母お牧の方（北条時政の後室）の謀反事件にあ
(一一八四) (一一八四)

たり六男通基（持寿丸）の功によってその汚名をそゞいでいる。（元久二）

年九月廿日経俊は款状を捧げて「首藤刑部丞経俊捧款状 是去春比 伊

勢平氏峰起之時依無勢 為聚軍士 暫遁其国之处 遣朝雅被誅平氏之

間 以経俊所帯伊賀伊勢守護職 被宛朝雅之賞 而於時 進退兵之故実

也 強難被処不可歟 就中对治朝雅之謀反事諸人雖有勲功之号 正加誅

罰独在愚息持寿丸之兵略也件両国守護職適日来朝雅之所帯也 且経俊本

職也 任理運依忠節可返給之趣戴之云々」といつている。再度復職を望

んだが許されず守護は再び大内惟義の子惟信の手に亘っている。但しこ

の時の功によって、後に山内氏の中心の本領となる備後地毘庄の地頭職

が与えられたのでないかと考えられる。（広島県史）

鎌倉時代の政治の動きの中から守護制度の変遷を次の五期に分けるこ

とができる（佐藤進一氏論） 即ち①頼朝没後 ②承久乱後 ③三浦氏

乱後 ④安達氏乱後 ⑤元弘年間の五期であるが、山内氏は第一期、即

ち幕府体制の動揺期にかりうじて守護の列に参加し得たのであるが、そ

の脱落は極めて早かったといえよう。この極めて早い脱落はその政治力、

武家としての実力不足によるものであるが、この段階において山内氏の

実質的所領は土肥氏の管轄の一部早河庄内の一得名のみで、山内庄は経

俊の手を離れている。守護職は本来、武家の得分権ではない。わずかの

所領を背景に両国の守護の重任をどう果していくか、所領を背景とした

実力にも問題があるように思える。この点から山内氏の早期の守護脱落

は一つの課題ではないかと思う。これ以後、鎌倉政治史の舞台には一族

の支流の名のみが辛じて見えるのみで比較的平凡な地頭武士として静か

な成長を遂げて行っている。

鎌倉体制の変化進展の中で大きく注目される外様家人の謀反と山内氏

の関係をみると前述せし如く、その端緒ともいうべき梶原景時の事件と

和田義盛の乱の時である。和田合戦は山内氏が守護から脱落して間もな

い時の事であり殊にその本貫地山内庄の帰属を決定した重要事件である。

（山内庄は北条義時の所領となる）

鎌倉体制内部における争乱を性格的に見て大体次の様に云う事ができ

るのであろう。

A 梶原事件 これは頼朝という一個人を棟梁として結びついていた家

人団としての幕府の組織の中において、個人としての頼朝と景時の結び

つきが特殊なものであって、景時個人の性格にも原因があり、対北条と

いう意識は表面に出ておらずむしろ北条氏も仲業がこれに参加している。

殊に仲業の読みあげた訴状によれば、「養雞者不豕狸 牧獸不育材：」

とある如く、猜疑心の深かった頼朝と策士景時の豺狼狐狸の如き特殊な

関係が、その一方である頼朝の死によって破れたものであろう。大江広

元の鎮撫に対して和田義盛の反撥した言動「貴客者為関東之爪牙耳目。」

己歴多年也 怖景時一身之權威 聞諸人之鬱胸 寧叶憲法云々」の語

によっても、これに組した大御家人の心中がわかると思う。

B 比企事件から三浦事件に至る諸事件

鎌倉幕府創成期にかつて北条氏と肩を並べ得た大家人と、拡大して

いく北条一門の勢力争いであるが、当時の大家人たる惣領は、畠山重忠

にしる、和田義盛にしる、内面には烈々たる忠誠心を持ちながら族的結

合へ加わってくる北条氏の圧力は、武士団構造への最大危機であり、血に連る運命として一族の旗頭として美しく散っていったので、そこには多分に古代的挙族的闘争の相がうかがわれる。

C 秋田城介の乱 これは前項Bと同じくその中心には北条対大家人と云う凶式はあるが、形態のうえで注意される事は血族結合よりも地域結合の様相が濃くなって、新しい経済圏政治圏への動向を示唆している。

山内氏は和田合戦でどのように動いただろうか。建暦三年四月七日の条に「山内左衛門尉と筑後四郎兵衛の二人が巡視宿直していたのに対して、折から酒宴中の將軍家が「二人共殞命在近歟 一人者可為御敵 一人者可候御方者也」と云われ兩人は懼怖し鐘を懐中にして退出した。

当時信濃の保科次郎などの受領謀反のごたごたの中で対北条の旗頭ならざるを得なかった和田一族の謀反の噂は巷間にあつたと思われる。この噂の中で山内一族の誰かが和田方としての色彩を示していたものである。その内容は不明である。建暦三年五月二日に拳兵し敗北した和田合戦後の処分経過の中で、山内先次郎左衛門尉が横山、岡崎、古郡、和田入道など六人と共に遂電している事が述べられている。処分状によれば横山人々三〇人、土屋人々四〇人、山内人々二〇人、渋谷人々八人、毛利人々一〇人；以下略；と見え、山内一統の人数は多い方に属している。先に遂電した先次郎左衛門尉は五月八日になり経俊を頼ってきたが、その理由に「是依其好有之故」とあり、おそらく一族の宗たるものを頼って来たのであろうが、経俊はこれを生擲として指出している。然しどうにか維持していたらしい山内庄は北条義時の領有に帰している。山内

庄は恐らく経俊の身柄と一緒に土肥實平に預けられていたものであろう。以上見た如く山内氏の鎌倉初期の家人としての本貫地である山内庄などでは極めて漠然たるものしかうかがえないが、地頭としてよりも、下司職として有在していたのではないかと推測されているが（平凡社地名辞典）これは所領のところで検討する。早河庄内の一得名においては作人職という色彩が濃厚であり、鎌倉武士の典型的有在としての地頭という姿は備後地毘庄においてははじめて、より明確になるといえよう。

(二) 山内氏の初期所領について

A 相模国山内庄

山内庄への首藤氏の在住は俊通に始まるが、具体的にどの様な領有形態か不明である。東国において武家として成長した大氏族の領有形態が多く「囲い込み」式の広大な土地の占有による開発領主、然も弱少の多くの開発者（公文級領主）を組織して下司級領主となり、更には在庁官人を兼ねるなど下地との結びつきが極めて大きい場合が多い。首藤氏の山内庄における存在は必ずしもそのようなものではなかったのではないかと思われる。俊通は平治の乱で京都において戦死している。それ以前にかなりの年月を源氏の郎従として戦場に臨んでいるが東国との関係が直接みられるのは通家が上野守であった事にはじまる。

然しこれは土着して武士として成長する迄に至らず、任期満了で上洛途中、一子資清を美濃の席田郡司部氏の子としてはじめて武士的な姿が出ている（前述）従ってこの時代には山内庄との関係など考えられず、

更に子資通も十年に余る戦陣をつめていたので何らかの形で東国に接しているが具体的な地名はわからない。山内氏の一族の中でその住国が東国にあるものは資房（資通の弟）が下野に住し那須を号し、資通自身も下野権守でありその子通清は駿河に住し、経俊の弟家通は武蔵国滝河に居た。いずれにしても相模国との関係は俊通まで見当らず時代的にみて開発領主的な下司（地頭）武士と考えられないように思える。山内庄の実体についてはあまりくわしい事はわからない。文治元年五月十二日、後白河法皇院宣に院領の一つとして「相模国山内庄」とあり、前年の元暦元年三月七日前大藏卿奉書にも後白河院の「東国御領山内庄以下便宜之御領」とあり、文治四年六月四日の条に八条院領なる事が見えている。^(一八四)東国に散在する院宮寺社領について「所々地頭沙汰之間 注事条々 令付師中納言（経房）給之处 御返報今日到着 於勅答之趣者 為讓仔細所副獻權右中弁室長期臣奉書也 年貢者早可進寺家：（中略）：相模国早河庄己上三箇所同家領也 年貢可沙汰送棟範免許之由。先日申上之時聞召畢 八条院領：（九ヶ所畧）：相模山内庄

以上件庄領年貢 或先々注進 或本文書紛失、平家時分令致自由沙汰事も候き、又不知庄大小増進も候き、子細庄家皆存知歎 委搜可令計沙汰 益頭庄事も彼辺周事と思食て、被仰能保朝臣候き、時政地頭にて他人沙汰不可入之様に聞召しかは言上不及沙汰如此事、只計沙汰之由可被仰也」とみえて平家時代は概ね自由沙汰であったので、この間に山内氏も当庄に於ける地盤ができたのであろうか。建久三年長講堂目録「不所課庄々」にも山内庄があり、全国一八〇ヶ所に及ぶ皇室最大の長講堂領の

一つになっている。庄域は現在の鎌倉市から横浜市に及ぶ広域なものであるが、その中心は建長寺や円覚寺のある小袋、山内の地で、当時の鎌倉府内に準ずる地である。建久三年三月三日「於山内有百箇日温室、住友諸人并土民等 可浴之由立札於路頭 是又為法皇御追福也」とあり後白河法皇の死の直前の追善供養として温浴療法が行なわれている。（法皇は三月十六日崩御）このように当時の最重要地であり、広大な山内庄にその開発的領主武士は多数いたであろうが、それらの名跡もみえず、又山内を号したのは首藤氏であった事をみると、俊通の山内定住はやはり源家との累代の関係を背景として任命されたもので、俊通、経俊二世代で到底開発領主的強固な領掌は不可能であろう。山内庄における山内首藤家の具体相は曖昧模糊としている。経俊追放後も山内一族の誰かが関与していた事は、和田合戦後の処分状によって明らかである。いずれにしても鎌倉武士の典型である地頭武士の姿は浮んでこないようである。

B 相模国足下郡早川庄内一得名

早河庄は前撰関家領であった事は文治四年六月四日の条にみえている。^(一八五)荘園志料によれば、小田原城、小田原宿以下四十七ヶ村となっている。現在の小田原市から箱根へかけての広大な荘園である。嘉保二年一月十日大江公仲処分目録の中に早川牧としてみえており、遠江守大江公資が藤原長家（道長の子）に寄進し本家となし、自らは領家となっている。これがだんだん拡大され永久三年早川庄となっている。（神奈川県史）前にみたように平家時代から現地の自由裁了になり鎌倉幕府成立と共に実質的支配権は幕府にあった。

この庄園の実質的惣領地頭である土肥氏は坂東七平氏の一つ平良文の流れで土肥郷（湯河原、直鶴町附近）の開発領主で在庁官人として勢力を培い、實平の父宗平は中村庄司を名のつており下地に大きな力をもっていた事を示している。東鑑に治承四年八月二十日の条に頼朝が「出伊豆国 令赴干相模国土肥郷給也」とあり、頼朝挙兵の最初より従い、石橋山合戦の敗戦の時も土肥郷、早川庄内の地理案内をして無事に安房国へ落ちる手引きをしている。このような関係でおそらく長い年月に亘って、広大な庄園を形成し、多くの開発的領主のいる早河庄の惣領地頭或いは預所になったものと思える。頼朝はこの地を先ず箱根社に寄進している。治承四年十月十六日の条に「寄奉 箱根権現御神領事 相模国早川本庄 為箱根別当沙汰 早可被知行也 右件於御庄者 前兵衛佐為源頼朝沙汰所寄進申也 全以不可有其妨 為後日沙汰注文書以申」とみえている。前撰関家領であっても現地は自由沙汰であり、新興勢力の頼朝の政策と、実質的に早河庄内に具体的に下地勢力を持っていたと考えられる箱根社との両者の力の結びつきの表現と思われる。

この後建仁二年下地中分によって百四十町六反について預所土肥遠平(二〇二)の支配を停止している。庄域の広さ、土肥氏の地位（預所）その勢力の大きさをうかがうことができる。山内氏と早河庄の関係では治承五年潤二月七日の条に「武衛御誕生之初 初被召干御乳付之青女(二八)（今日者尼身摩摩）住国相模早川庄 依有干御憐改 故彼屋敷田畠 不可有相違之由 被仰念惣領地頭云々」とみえている。摩々尼（俊通妻）は中村庄司、土肥宗平の女で実平と姉妹であったので、自分個人の所領をこの庄

内にもつていたものである。この所領を根拠に山内庄追放後の経俊、その子重俊は生活していたものと思える。文治三年六月十三日の条に「故左典既御乳母参上 則召御前 令落涙給 是平治牢籠之後、自京都下向相模国早河庄。而為任内田地七町作人 令世渡之由言上 仍永可領掌彼地之旨 被仰下云々」とみえている。義朝の乳母といっているが、これは建久三年二月五日の条にも左典既御乳母字摩々局とある事によって頼朝乳母（経俊母）であることはまちがいない。この領有形態が作人であること、平治の乱後、実家の土肥氏を頼つてこゝに任んでいた事がわかる。前出二通の文書からみれば、前者は治承五年で、頼朝の挙兵に左右されて下地の動揺も大きかった時で、作人摩々尼の地位の保証であり、地頭（名主地頭）に対して作人としての尼の地位の保証であったと思える。後者においては、この七町の作人職としての田を領掌せしめるのであって、こゝではじめて地主（強いて言えば起源的な一部地頭）としての尼の地位身分が定まったのである。更に建久三年二月五日の条に「故左典既乳母字摩々局 自相模国早川庄参上 相具淳酒獻御前 年齒己九十二。難期且暮の間。拜謁之由申之 幕下故以憐改給 是有功之故也。有所望者雖何事可令達之旨被仰下之間 早河庄内知行地 可免除課役之由 可被仰惣領之旨 望申之。仍被相加三町新給之上 任申請之旨 召盛時下知土肥弥太郎之趣被仰云々」とみえこゝで三町の新給を加え、更に課役を免ぜられて完全領有をなしている。山内氏としては本貫地山内庄がだんだんと幕府によっておかされるなかで、不確実な早河庄内七町の領有を確保するため、年すでに九十二才になる老尼を最大限に利用し

たと思える。早河庄は建仁二年箱根社との間に下地中分が行なわれている。和田合戦に嫡孫惟平が一味して斬首されているが、早河庄における土肥氏の勢力は一応維持されたようである。

早河庄内にある山内尼の所領は早河庄内田子一得名として尼の孫重俊へ譲られた模様である。重俊から宗俊の讓状(寛喜二年正月十日)によると。

讓渡 嫡男左兵衛尉藤原宗俊

在管 相模国足下郡早河庄内一得名并在家事

合にしのかどのつば肆段加幡馬作小完 大柳陸段百姓田足小河式段小

同所一段 みのわた五段 同所參段 高別当作 権二郎作陸段 別当太作

式段 くわつほ壹 大窪壹反 高みのわた四反内 二宮々司官大夫三郎

五反但加地子計也 かけ參反 箱根大般若田一反 田子往古本屋敷一所 四至略

大柳一字 権二郎一字 伴細工一字 別当太一字 官大夫三郎一字 野

畠八年末作々付屋敷也；略；

とあり、このあとに一族庶子にあて、一応分割讓与しても嫡子宗俊の惣領権を厳守して違反のないよう戒めている。これを整理すると大体次の様に整理することができる。

④ 在家による耕作地

1. 権二郎作六反；権二郎一字
 2. 別当太作二反；別当太一字
 3. 官大夫三郎作五段 但加地子計
 4. 同人作こかけ三段；官大夫一字
- 大柳六反；大柳一字

⑤ 作人の耕作地

1. みのわた三反；高別当作
 2. にしのかどのつば四段；加幡馬作小完
- ⑥ 普通名田(一般百姓の耕作地)

1. 足小河二反
2. 同所一反
3. みのわた五反
4. くわつほ一町
5. 大窪一反

この他に本屋敷一所(現小田原駅の北方あたりと云われている平凡社地名辞典)と屋敷についた畠がある。

右の合計は田四丁九反百二十歩、在家五宇 本屋敷一所と若干の野畠があることになる。新給地を加えて十町歩(建久三年五月二日の条)の

すべてを明らかにすることはできない。尼の領有形態は最初は作人職であり、この地は直接耕作又はそれに準ずる手段であつたもので、在家耕作、作人耕作が主体なので少くとも一得名においては地頭職としての領

有というよりも、より前期的な名主的な領有としか云えないと思われる。一得名は本来的財産として、後々の讓状に「○○地頭職并早河庄内名田

△段在家×字」とみえ、早河庄一得名地頭職なる語はみえない。山内氏は地毘庄を持つことによつて鎌倉地頭武士になつたといえよう。

一得名における三類型の領有形態のうち④の在家耕作については、在家そのもの、歴史的有在が多様であるが最大公約数的に一応主家に隷屬して在家役を負担するもので一般百姓とはやゝ隷屬性の強いものとみてよいのではないか、然し本庄の場合、二宮々司を兼ねる官大夫三郎などのように加地子計(加地子のみだけ)という独立制の強いものや、作人高別当の子と思われる別当太がわずか二反の耕作のみでとても独立の生計は保てないので他家の作人を兼ねているとも思える者、公事を負担す

べき百姓田を作っている在家（但し当庄の場一切の課役免除なので臨時の課役のみ負担）特殊な技能で在家役を果たす伴細工など極めて特徴的なものが多い。然もこの在家は十九年後の宗俊から時通への譲状では伴細工と宮大夫のみなって、権二郎、別当太、大柳は消滅している。然し大柳一字は時通から通綱への譲状の中で「大柳在家一字 女房に分譲者也」として再び出ている。分割譲与のためにすべてを明らかにする事はできないが、通継の譲状の中で貞治四年まで保持している事がわかる。
(二三五)

その間に在家の独立変化は当然あったものと思える。
⑨の作人の耕作地で高別当と在家の別当太の関係をどうみるか、更に加幡馬は四反のうち小定（すこしばかり）作っている。作人はおそらく多くの地主（名主）の田をかけたもち耕作していたものと思える。

⑩の普通名田は何人かの下人所従によって耕作されていたものであろう。この一得名は惣領通資が西遷した後まで、維持している（山内通継譲状貞治四年六月一日）鎌倉時代における山内氏の所領の最大範囲は通継の譲状によれば、養子通忠に次のように譲っている。

1. 備後国地毘庄本郷 除高山
門田以下 地頭職事
2. 同庄多賀村一分地頭職事
3. 摂津国富島庄地頭職
4. 信濃国下平田郷地頭職
5. 相模国早河庄一得名内田子田畠在家屋敷等事
6. 鎌倉甘繩地事となっている。そのほかに承久の乱で京方として討死し俊業系の時通の貞和元年六月十八日の譲状には陸奥国桃生郡吉野村、伯耆国宇多河上庄などがある。十三世紀後半から十四世紀へかけて、鎌倉地頭体制（分割譲与、惣領制）の変質、南北朝動乱を経て室町守護領国体制への動きの中でこれらの所領は極めて

複雑な変遷を辿っているがこゝでは略す。たゞ鎌倉甘繩地は現在の長谷観音のある近辺で、当時の地頭武士たちの屋敷があった処で、さしずめ近世における諸大名の江戸屋敷に当るものとみてよいと思う。十四世紀の後半まで譲状はあるが、これらの地にどの程度山内惣領の実質支配権が及んでいたかは、多くの西遷地頭を生みだす当時の動向のなかで考えらるべき大きな課題であると思う。

